

工事現場の近隣にお住いの方にご確認いただきたい事項

【石綿吹付け材、石綿含有保温材等の除去等を含む作業（届出対象）記入例】

① 建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<p>本工事は、石綿障害予防規則第4条の2及び大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による事前調査結果の報告^{注1)}、労働安全衛生法第88条第3項(労働安全衛生規則第90条第五号の二)の規定による計画の届出及び大気汚染防止法第18条の17第1項の規定による作業実施の届出を行っております。</p> <p>石綿障害予防規則第3条第8項及び大気汚染防止法第18条の15第5項及び同法施行規則第16条の4第二号の規定により、解体等の作業及び建築物の特定粉じん排出等作業について以下のとおり、お知らせします。</p>			
事業場の名称: ○○○○解体工事作業所			
届出先及び届出年月日	東京○○労働基準監督署 東京(都)道・府・県 ○○市(区)	令和○○年○○月○○日 令和○○年○○月○○日	発注者または自主施工者 氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○不動産(株) 代表取締役社長 ○○ ○○
調査終了年月日	令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	住所 東京都○○区○-○
解体等工事期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
石綿除去(特定粉じん排出)作業等の作業期間	令和○○年○○月○○日 ~ 令和○○年○○月○○日	令和○○年○○月○○日	
調査方法の概要(調査箇所)		元請業者(工事の施工者かつ調査者)	
<p>【調査方法】書面調査、現地調査、分析調査</p> <p>【調査箇所】建築物全体(1階~4階)</p> <p>※改修等の場合は、改修等を実施するために調査した箇所を記載する。 (例)1階機械室(改修等工事対象場所)</p>		氏名又は名称(法人にあっては代表者の氏名) ○○建設株式会社 代表取締役社長 ○○ ○○	
調査結果の概要(部分と石綿含有建材(特定建築材料)の種類、判断根拠)		住所 東京都○○区○-○	
<p>【石綿含有あり】</p> <p>1階 機械室 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>1階 機械室 保温材(石綿含有とみなし)</p> <p>エレベーターシャフト 吹付け石綿 クリソタイル</p> <p>【石綿含有なし】○数字は右下欄の「その他の事項」を参照</p> <p>1~4階 トイレ内PS 保温材③</p> <p>1~4階 床:ビニル床タイル③、天井:フレキシブルボード④ その他の建材④⑤</p>		現場責任者氏名 ○○ ○○ 連絡場所 TEL 03-x x x-x x x x ○○ ○○ を石綿作業主任者に選任しています。	
石綿除去等作業(特定粉じん排出等作業)の方法		調査を行った者(分析等の実施者)	
<p>石綿含有建材(特定建築材料)の処理方法</p> <p>○ 除去・ 囲い込み・ 封じ込め・ その他</p>		氏名又は名称及び住所	
集じん・排気装置	<p>機種・型式・設置数</p> <p>排気能力(m³/min)</p> <p>使用するフィルタの種類及びその集じん効果(%)</p>	<p>事前調査・試料採取を実施した者</p> <p>①特定建築物石綿含有建材調査者 ○○環境(株)氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:東京都○○区○○-○○</p> <p>分析を実施した者</p> <p>②○○環境分析センター 氏名 ○○ ○○ 登録番号 ○○○○ 住所:埼玉県○○市○○-○○</p>	
使用する資材及びその種類	<p>・湿潤用薬液:○○○○ ・固化用薬液:○○○○</p> <p>・隔離用シート(厚さ:床0mm、その他0mm) ・接着テープ 等</p> <p>その他の石綿(特定粉じん)の排出又は飛散の抑制方法</p> <p>(例)・吹付け層に薬液を含浸する等により表面を被覆する封じ込め工法^{注2)} (例)・板状材料で完全に覆うことにより密閉する囲い込み工法^{注2)}</p>	<p>○ ○ ○ ○ を石綿作業主任者に選任しています。</p> <p>○ ○ ○ ○ を石綿作業主任者に選任しています。</p> <p>○ ○ ○ ○ を石綿作業主任者に選任しています。</p> <p>○ ○ ○ ○ を石綿作業主任者に選任しています。</p> <p>○ ○ ○ ○ を石綿作業主任者に選任しています。</p>	
備考:その他の条例等の届出年月日	○ ○ ○ 区建築物の解体工事等に関する要綱(令和○○年○○月○○日届出)		

注1) 工事に係る部分の床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事、請負金額100万円以上の建築物の改修等工事等の場合

注2) 封じ込め工法や囲い込み工法を行う場合の記載例

建築物等の解体・改修工事を行う前に、施工業者は石綿（アスベスト）の有無について「事前調査」を行うことが義務となっています。工事現場にはその結果が上記のように掲示されていますが、特に近隣にお住いの方にご確認いただきたいポイント（上記①～④）についてご説明します。

- | | |
|---|---|
| ① | 今回行う工事において石綿が含まれているかどうか確認（事前調査）した結果について、労働基準監督署や地方自治体へ届出を行っていることが記載されております。 |
| ② | 事前調査の調査方法や調査を行った場所（箇所）、及び石綿（アスベスト）が含まれていたかどうかの結果について記載されております。 |
| ③ | ②で石綿（アスベスト）が含まれているとなった場合、石綿（アスベスト）の除去作業を実施します。その際の作業方法等を記載しております。 |
| ④ | 事前調査は資格を持った方が行わなければなりません、その事前調査を行った者（会社名等）等について記載しております。 |